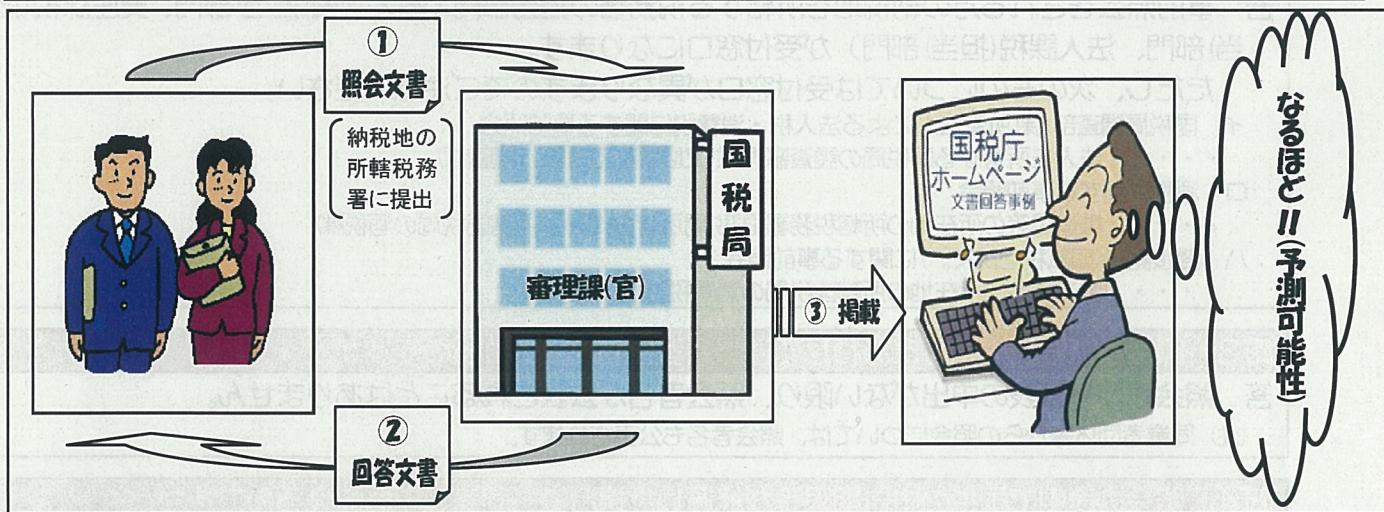


ご存じですか？ 文書回答手続

平成 28 年 7 月

[文書回答手続]

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。



- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧ることができます。

文書回答事例へのアクセス

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】トップ画面

税について調べる

タクシーアンサー(よくある税の質問)

文書回答事例

質疑応答事例

税についての相談窓口

お酒に関する情報

クリック！

「文書回答事例」画面が表示されたら、
「キーワード検索」又は「税目別検索」で
調べたい事例を絞り込み、調べたい
事例をクリック！

裏面に文書回答手続についてのQ&Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁

この社会あなたの税がいきている

文書回答手続についてのQ&A

裏面

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手續、酒類行政に関するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- ⑤ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 受付の窓口はどこになるのですか。

答 事前照会をされる方の納稅地を所轄する税務署の担当部門（個人課税（担当）部門、資産課税（担当）部門、法人課税（担当）部門）が受付窓口になります。

ただし、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。

- イ 国税局調査部（課）所管法人による法人税・消費税に関する事前照会
 - ・・・・・ 法人を所管する国税局の調査審理課（又は調査管理課、調査課）
- ロ 酒税に関する事前照会
 - ・・・・・ 製造場等の所在地の所轄税務署（国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課）
- ハ 間接諸税（印紙税を除く。）に関する事前照会
 - ・・・・・ 製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課

問3 照会及び回答の内容とあわせて、照会者名も公表されるのですか。

答 照会者から公表の申出がない限り、照会者名が公表されることはありません。

（注）同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問4 照会の途中で国税の申告期限等が経過した場合でも回答してもらえるのですか。

答 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答（口頭での回答を含みます。）は行われません。

（注）審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などを考慮してご照会ください。

問5 照会の途中で処理の時期の見通し等を教えてもらえるのですか。

答 受付窓口で受け付けた日からおおむね1か月（審査に必要な追加的資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除きます。）以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可能性、処理の時期の見通し等について、口頭で説明します。

問6 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

- 文書回答手続は納稅者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。
- 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。